

患者の権利

Patients' Rights Ombudsman

(平成14年5月13日 第三種郵便物認可) 奇数月20日 年6回発行 1部350円

発行 2011年11月20日

患者の権利オンブズマン全国連絡委員会事務局

NPO法人患者の権利オンブズマン

福岡市東区馬出2丁目1番22号

福岡五十蔵ビル5階 〒812-0054

事務局専用電話 092(643)7579

事務局専用FAX 092(643)7578

ホームページアドレス

<http://www.patient-rights.or.jp>

日弁連第54回人権擁護大会

患者の権利に関する法律の制定を求める 決議案を採択

日本弁護士連合会の人権擁護大会が10月6日から7日にかけて、香川県高松市に於いて開催されました。6日に開催された第3分科会「患者の権利法の制定を求めて～いのちと人間の尊厳を守る医療のために～」においては、①東日本大震災と医療～現地の医療現場から、②ハンセン病問題、③医療を受ける子ども、④外国人と医療、⑤地域医療の課題、⑥患者が語る医療の現状と患者の権利、⑦医療従事者の疲弊問題、と7つのテーマで基調報告がありました。

NPO法人患者の権利オンブズマンの理事で市民相談員の福山美音子さんが苦情相談・支援活動と苦情調査について報告しました。

7日の大会においては、池永満弁護士(全国連共同代表、NPO法人患者の権利オンブズマン理事長)を含む3名が、患者の権利に関する法律の制定を求める決議案に対する賛成意見を述べ、決議案は全員一致で採択されました。

患者の権利に関する法律の制定を求める決議

2011年(平成23年)10月7日

日本弁護士連合会

本年3月11日に発生した東日本大震災は、多くの人の生命を奪い、多くの人を生命の危機にさらし、我々の社会と生活を大きく揺さぶった。この大災害により、我々は、医療が我々の生命、健康、社会を支える最も重要な基盤の一つであることを改めて強く認識した。安全で質の高い医療は、健康で文化的な生活を営み、幸せに生きるために必要不可欠である。

しかし、今日、医療は、多くの重要な課題を抱え、患者の権利が十分に保障されていない状況にある。

第一に、医療従事者の不足が、時に安全な医療を受けることを困難にし、地域・時間帯や診療科目などの事情によっては、医療を受けることすらできない事態を招いている。また、昨今の厳しい経済情勢の中、貧困等の経済理由によって医療を受けること自体ができない患者も増加している。こうした状況を克服し、誰もが安全で質の高い医療を受けられるようにしなければならない。

第二に、インフォームド・コンセント原則が十分に実践され患者の自己決定権が実質的に保障されなければならない

い。高齢者、障がいのある人、子ども、外国人などが必要な支援を得ることによって、医療を受けるに当たり自らが説明を受けて決定でき、あるいはその意思決定能力に応じて決定に参加できるようにしなければならない。他方で、自ら自己決定権を行使することができない患者について、同意ができないことを理由として、必要な医療を受けられない事態が生じないような制度整備も必要である。

第三に、患者は、可能な限り通常の社会生活に参加し、私生活を営むことを保障されなければならない。成長発達過程にある子どもの患者、長時間にわたって治療を必要とする患者、あるいは強制入院を始めとする施設収容が行われがちな精神疾患の患者などが受けている様々な制約は、その必要性の有無と制約の程度に関しての合理性を十分に吟味して、可能な限り取り除かなければならない。

第四に、刑事収容施設の被収容者が安全で質の高い医療を適時に受けられない状態が半ば放置されている深刻な事態は一刻も早く解消されなければならない。

こうした課題の解決には、患者を医療の客体ではなく主体とし、その権利を擁護する視点に立って医療政策が実施され、医療提供体制や医療保険制度などを構築し、整備することが必要であり、そのためには、その大前提として、基本理念となる患者の諸権利が明文法によって確認されな